

ページ	項目	新	旧	変更理由
10	第2部 第1章 第1節	病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び <u>社会経済活動</u> にも大きな影響を与えるかねない。	病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や <u>市民生活</u> 及び <u>経済</u> にも大きな影響を与えるかねない。	他の箇所の表現とあわせて、市民の社会経済活動と統一 ※P14も同様の文言修正を行った。
10	第2部 第1章 第1節	1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、府が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、(中略)受けられるようする。	1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、 <u>大阪府</u> が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、(中略)受けられるようする。	他の章と文言を合わせて「府」で統一したため。
13	第2部 第1章 第2節 図表3 初動期	近畿圏内には <u>関西国際空港</u> 、 <u>大阪国際空港(伊丹空港)</u> や神戸空港もあることから、海外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いため、市は、近隣空港と連携した健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のため必要な取組を進める。	近畿圏内には <u>大阪空港</u> 、 <u>関西国際空港</u> や神戸空港もあることから、國外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いため、市は、近隣空港と連携した健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のため必要な取組を進める。	・他の章と関西国際空港、大阪空港の順序を統一するとともに、「大阪国際空港(伊丹空港)」と文言を統一するため。 ・他の章と文言を合わせて「海外」で統一したため。
20	第2部 第1章 第4節	(4) 医療提供体制、検査体制、 <u>リスクコミュニケーション</u> 等の平時の備えや取組	(4) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組	より分かりやすい表現とするため
21	第2部 第1章 第4節	(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え 対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、 <u>病原体の性状</u> (病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。 (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え 科学的知見の集積による病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の把握、医療提供体制や検査体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。	(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え 対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、 <u>病原体の性状</u> 、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。 (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え 科学的知見の集積による <u>病原体の性状</u> の把握、医療提供体制や検査体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。	他の箇所との文言の統一を図るため、病原体の性状の次に括弧の表現を加えた。 ※P36、P54も同様の文言修正を行った。
26	第2部 第1章 第5節	3 地方衛生研究所の役割 (前略) <u>大阪公立大学大阪国際感染症センター(OIRCID)</u> や <u>大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)</u> 等の大学研究機関等との連携を進めるとともに(以下略)	3 地方衛生研究所の役割 (前略) <u>大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)</u> や <u>大阪公立大学大阪国際感染症センター(OIRCID)</u> 等の大学研究機関等との連携を進めるとともに(以下略)	CiDERとOIRCIDの記載順について、行政との連携体制が整備された時期が早い方を先に記載するという考え方で整理したため。
31	第3部 第1章 第1節準備期	1 行動計画等の作成や体制整備 (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員を確保し、有事においても維持すべき業務の継続を図るために、業務継続計画を作成する。また、(中略)必要に応じて変更する。 « <u>健康部</u> 、(削除)、(削除)»	1 行動計画等の作成や体制整備 (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員を確保し、有事においても維持すべき業務の継続を図るために、業務継続計画を作成する。また、(中略)必要に応じて変更する。 « <u>健康部</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>全部局</u> »	平時における業務継続計画作成の所管部局を特定するため。
31	第3部 第1章 第1節準備期	(3) 市は、府が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。 « <u>(削除)</u> 、 <u>健康部</u> »	(3) 市は、府が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。 « <u>危機管理部</u> 、 <u>健康部</u> »	災害対策本部に関連する業務については、危機管理部は補助的な役割を果たすため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
32	第3部 第1章 第1節準備期	削除	<p>3 府による総合調整 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、府が総合調整を実施する場合には、府の準備に対し、必要に応じて協力する。 《健康部、関係部局》</p>	府の実施内容に関するため削除。
32	第3部 第1章 第2節初動期	<p>1 体制整備 (1) 政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置する。《危機管理部、健康部》 (2) 市は、市対策本部において、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。 《削除、健康部》 (3) 市は、府等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。 《健康部》 (4) 市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 《全部局》 (5) 市は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。 《健康部》 (6) 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債(※2)を発行することを検討し、所要の準備を行う。 《経営企画部、財務部、健康部》 (※2)特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能</p>	<p>1 体制整備 (1) 政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。《危機管理部、健康部》 (2) 市は、府等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。 《健康部》 (3) 市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 《全部局》 (4) 市は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。 《健康部》 (5) 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債(※2)を発行することを検討し、所要の準備を行う。 《財政担当部局、関係部局》 (※2)特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能</p>	(1)-(2)対策本部の設置と他の業務を精査するため。 (6)地方債の発行の検討に関連する部局を追加。
32	第3部 第1章 第2節初動期	<p>1 体制整備 (6) 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債(※2)を発行することを検討し、所要の準備を行う。 《経営企画部、財務部、健康部、(削除)》</p>	<p>1 体制整備 (5) 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債(※2)を発行することを検討し、所要の準備を行う。 《財務部、関係部局》</p>	(5)地方債の発行にに関連する部局を追加。
33	第3部 第1章 第2節初動期	<p>2 府による総合調整 (1) 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。 《健康部、(削除)》</p>	<p>2 府による総合調整 (1) 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。 《全部局》</p>	対策本部で決定する事項であるため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
34	第3部 第1章 第3節対応期	<p>1 体制整備・強化 (1)市は、府等と連携しながら収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じ適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。 <<<u>(削除)</u>、健康部、<u>(削除)</u>>> (2)市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 <<<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>、全部局>> (3)略 (4)市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。 <<<u>経営企画部</u>、<u>財務部</u>、健康部、<u>(削除)</u>>></p>	<p>1 体制整備・強化 (1)市は、府等と連携しながら収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じ適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。 <<<u>危機管理部</u>、健康部、<u>全部局</u>>> (2)市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 <<<u>危機管理部</u>、健康部、<u>全部局</u>>> (3)略 (4)市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。 <<<u>財務部</u>、<u>関係部局</u>>></p>	(1)対策本部で決定する事項であるため。 (2)全庁的な対応であるため。 (4)地方債の発行にに関連する部局を追加。
34	第3部 第1章 第3節対応期	<p>2 府による総合調整 (1)市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。 <<<u>(削除)</u>、健康部、<u>(削除)</u>>></p>	<p>2 府による総合調整 (1)市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。 <<<u>危機管理部</u>、健康部、<u>全部局</u>>></p>	府との連絡調整を主に行う部局を特定するため。
34	第3部 第1章 第3節対応期	<p>3 緊急事態措置のための職員の派遣・応援への対応 (1)市は、新型インフルエンザ等のまん延による緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。<<<u>(削除)</u>、健康部>> (2)市は、緊急事態宣言区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。<<<u>(削除)</u>、健康部>></p>	<p>3 緊急事態措置のための職員の派遣・応援への対応 (1)市は、新型インフルエンザ等のまん延による緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。<<<u>危機管理部</u>、健康部>> (2)市は、緊急事態宣言区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。<<<u>危機管理部</u>、健康部>></p>	対策本部で決定する事項であるため。
37	第3部 第2章 第2節初動期	<p>2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 市は、感染症法に基づき厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表やリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行うとともに、感染症対策を迅速に判断し、実施する。 <<<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>、健康部、<u>(削除)</u>>></p> <p>3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策や、府・市が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。 <<<u>経営企画部</u>、健康部>></p>	<p>2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 市は、感染症法に基づき厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表やリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行うとともに、感染症対策を迅速に判断し、実施する。 <<<u>総務部</u>、<u>危機管理部</u>、健康部、<u>関係部局</u>>></p> <p>3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策や、府・市が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。 <<健康部>></p>	2 対策本部で決定する事項であるため。 3 市民への情報提供に関する部局を追加。

ページ	項目	新	旧	変更理由
38	第3部 第2章 第3節対応期	<p>1 情報収集・分析に基づくリスク評価 (1) 市は、府等と連携して、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、府等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき実施する。 この際、感染症危機の経過、状況の変化やこれらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。 <u>«削除)、健康部、(削除)»</u></p> <p>(2) 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民の社会経済活動に関する情報や社会的影響についても、府等の収集又は分析した結果を考慮する。 <u>«削除)、健康部、(削除)»</u></p>	<p>1 情報収集・分析に基づくリスク評価 (1) 市は、府等と連携して、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、府等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき実施する。 この際、感染症危機の経過、状況の変化やこれらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。 <u>«危機管理部、健康部、関係部局»</u></p> <p>(2) 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民の社会経済活動に関する情報や社会的影響についても、府等の収集又は分析した結果を考慮する。 <u>«危機管理部、健康部、関係部局»</u></p>	対策本部で決定する事項であるため。
38	第3部 第2章 第3節対応期	<p>2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 市は、府、国及び大阪健康安全基盤研究所、国立健康危機管理研究機構と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。 <u>«(削除)、健康部、(削除)»</u></p>	<p>2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 市は、府、国及び大阪健康安全基盤研究所、国立健康危機管理研究機構と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。 <u>«危機管理部、健康部、関係部局»</u></p>	感染症対策の実働部局に限定するため。
39	第3部 第2章 第3節対応期	<p>3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、市及び府が収集・分析した情報等について、関係機関に提供するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に情報を提供・共有する。 <u>«経営企画部、健康部»</u></p>	<p>3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、市及び府が収集・分析した情報等について、関係機関に提供するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に情報を提供・共有する。 <u>«健康部»</u></p>	市民への情報提供に関する部局を追加。
40	第3部 第3章 第1節準備期	<p>1 平時に行う感染症サーベイランス (3) 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向、高齢者施設、障害者施設、保育所、こども園や学校園の感染症発生状況等の複数の情報源から市内の流行状況を把握するとともに、大阪府感染症情報センターを通じて、<u>国立健康危機管理研究機構</u>にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。 <u>«健康部、(削除)、(削除)、(削除)»</u></p>	<p>1 平時に行う感染症サーベイランス (3) 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向、高齢者施設、障害者施設、保育所、こども園や学校園の感染症発生状況等の複数の情報源から市内の流行状況を把握するとともに、大阪府感染症情報センターを通じて、<u>国立感染研究所</u>にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。 <u>«健康部、福祉部、こども部、教育委員会»</u></p>	国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、名称が国立健康危機管理研究機構に変更したため修正。 部局の変更は、感染症情報の把握等を行う部署に限定するため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
43	第3部 第3章 第2節初動期	<p>3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <p>市は、国や国立健康危機管理研究機構、府等から提供される感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、必要に応じて、市民等へ迅速に提供・共有する。</p> <p>«<u>経営企画部、健康部</u>»</p>	<p>3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <p>市は、国や国立健康危機管理研究機構、府等から提供される感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、必要に応じて、市民等へ迅速に提供・共有する。</p> <p>«<u>健康部</u>»</p>	市民への情報提供に関する部局を追加。
44	第3部 第3章 第3節対応期	<p>3 略</p> <p>特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に迅速に情報を提供・共有する。</p> <p>«<u>経営企画部、健康部</u>»</p>	<p>3 略</p> <p>特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に迅速に情報を提供・共有する。</p> <p>«<u>健康部</u>»</p>	市民への情報提供に関する部局を追加。
45	第3部 第4章 第1節準備期	<p>1 平時における市民等への情報提供・共有</p> <p>(1) 感染症に関する情報提供・共有</p> <p>ア 市は、(中略)、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。</p> <p>また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康部やこども部、福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。</p> <p>«<u>経営企画部、健康部、福祉部、こども部、都市デザイン部、教育委員会、関係部局</u>»</p>	<p>1 平時における市民等への情報提供・共有</p> <p>(1) 感染症に関する情報提供・共有</p> <p>ア 市は、(中略)、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。</p> <p>また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康部やこども部、福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。</p> <p>«<u>健康部、福祉部、こども部、教育委員会、関係部局</u>»</p>	情報提供の対象集団の分野にあわせて情報提供の部局を適切に規定するため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
46	第3部 第4章 第1節準備期	<p>2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>(1)市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。</p> <p>« 経営企画部、<u>削除</u>、健康部、福祉部、こども部、教育委員会»</p> <p>(2)市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。</p> <p>« 経営企画部、<u>削除</u>、健康部、福祉部、こども部、教育委員会»</p>	<p>2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>(1)市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。</p> <p>« 経営企画部、危機管理部、健康部、福祉部、教育委員会»</p> <p>(2)市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。</p> <p>« 経営企画部、危機管理部、健康部»</p>	情報提供の対象集団の分野にあわせて情報提供の部局を適切に規定するため。
46	第3部 第4章 第1節準備期	<p>2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>(3) 削除</p>	<p>2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>(3) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活用する方法等を整理する。</p> <p>« 経営企画部、危機管理部、健康部»</p>	(3)については、準備期には対応が難しく、初動期以降に実情に合わせて速やかに対応していくこととなるため。
47	第3部 第4章 第2節初動期	<p>1 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>(1) 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。</p> <p>なお、患者情報等については、府<u>削除</u>を通じて、公表内容について協議の上、府で一元的に公表される。また、発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで公表される。</p> <p>« 健康部»</p> <p>(3)市は、(中略)、ホームページ、SNS等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>略</p> <p>« 経営企画部、<u>削除</u>、健康部、福祉部、教育委員会»</p>	<p>1 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>(1) 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。</p> <p>なお、患者情報等については、府<u>大阪府・保健所設置市等感染症連携会議</u>を通じて、公表内容について協議の上、府で一元的に公表される。また、発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで公表される。</p> <p>« 健康部»</p> <p>(3)市は、(中略)、ホームページ、SNS等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>略</p> <p>« 経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部、福祉部、教育委員会»</p>	<p>(1) 患者情報の公表については、その都度「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」を開いて協議の上公表と限定的に取られるため、他の方法も含んで解釈できるようにしました。</p> <p>(3) 情報提供の対象集団の分野にあわせて情報提供の部局を適切に規定するため。</p>

ページ	項目	新	旧	変更理由
48	第3部 第4章 第2節初動期	<p>2 双方向のコミュニケーションの実施 (1)市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 ≪経営企画部、<u>削除</u>、健康部、<u>削除</u>≫</p> <p>(2)市は、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。 ≪経営企画部、<u>削除</u>、健康部、<u>削除</u>≫</p>	<p>2 双方向のコミュニケーションの実施 (1)市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 ≪経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部、<u>関係部局</u>≫</p> <p>(2)市は、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。 ≪経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部、<u>関係部局</u>≫</p>	市民への情報提供及び双方向のコミュニケーション行う部署を特定するため。
48	第3部 第4章 第2節初動期	<p>3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 (略)また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。 ≪経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部≫</p>	<p>3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 (略)また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。 ≪経営企画部、健康部≫</p>	感染症に関連した偏見や差別の防止、啓発などに關し、市民への情報提供の内容を精査する部署を追加するため。
49	第3部 第4章 第3対応期	<p>1、迅速かつ一体的な情報提供・共有 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ、SNS、<u>防災行政無線</u>等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p>	<p>1、迅速かつ一体的な情報提供・共有 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ、SNS等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p>	情報発信媒体に防災行政無線を追加。
49	第3部 第4章 第3対応期	<p>2 双方向のコミュニケーションの実施 (1)市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 ≪経営企画部、<u>削除</u>、健康部、<u>削除</u>≫</p> <p>(2) 市は、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。 ≪経営企画部、<u>削除</u>、健康部≫</p>	<p>2 双方向のコミュニケーションの実施 (1) 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 ≪経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部、<u>関係部局</u>≫</p> <p>(2) 市は、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。 ≪経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部≫</p>	市民への情報提供及び双方向のコミュニケーション行う部署を特定するため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
50	第3部 第4章 第3節対応期	<p>4 リスク評価に基づく方針の状況提供・共有</p> <p>(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明</p> <p><u>市は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたりスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。</u></p> <p>《経営企画部、健康部》</p>	<p>4 リスク評価に基づく方針の状況提供・共有</p> <p>(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明</p> <p>病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたりスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。</p> <p>《経営企画部、健康部》</p>	主語を明確にし、わかりやすい文言にするため。
50	第3部 第4章 第3節対応期	<p>(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>イ 子どもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明</p> <p><u>市は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたりスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。</u></p> <p>《経営企画部、(削除)、健康部、福祉部、こども部、教育委員会》</p>	<p>(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>イ 子どもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明</p> <p>病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたりスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。</p> <p>《危機管理部、健康部、福祉部、こども部、教育委員会》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主語を明確にし、わかりやすい文言にするため。 ・市民への情報提供及び双方向のコミュニケーション行う部署を特定するため。
51	第3部 第4章 第3節対応期	<p>5 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期</p> <p>市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。</p> <p>略</p> <p>《経営企画部、(削除)、健康部、(削除)》</p>	<p>5 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期</p> <p>市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。</p> <p>略</p> <p>《経営企画部、危機管理部、健康部、関係部局》</p>	市民への情報提供に関する部局を精査。
52	第3部 第5章 第1節準備期	<p>1 水際対策の実施に関する体制の整備</p> <p>(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、(中略)、市は、府・検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。</p> <p>《健康部》</p>	<p>1 水際対策の実施に関する体制の整備</p> <p>(1) 国外で新型インフルエンザ等が発生した場合、(中略)、市は、府・検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。</p> <p>《健康部》</p>	文言の整理。「海外」という表現に統一するため。
52	第3部 第5章 第2節初動期	<p>1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応</p> <p>(1) 市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所等から、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合等には、検疫所等と連携し、健康観察や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。</p> <p>《健康部》</p> <p>(2) 市は、国や府と連携しながら居宅等待機者等に対して健康観察を実施する。</p> <p>《健康部》</p>	<p>1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応</p> <p>(1) 市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合等には、検疫所と連携し、健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。</p> <p>《健康部》</p> <p>(2) 市は、国や府と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。</p> <p>《健康部》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康監視」を「健康観察」に統一。 ・文言の整理。

ページ	項目	新	旧	変更理由
54	第3部 第5章 第3節対応期	(2)市は、検疫所等から新型インフルエンザ等の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所等と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。《健康部》	(2)市は、検疫所から新型インフルエンザ等の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。《健康部》	検疫所から大阪府を経由して情報提供がある場合等を想定した記載としたため。
56	第3部 第6章 第1節準備期	1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 (1)市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が <u>重要であること等について理解促進</u> を図る。 《経営企画部、(削除)、健康部、(削除)》 (3)市は府と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。 《経営企画部、(削除)、健康部、(削除)》	1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 (1)市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が <u>重要であることや、実践的な訓練を行うことの必要性について理解促進</u> を図る。 《経営企画部、危機管理部、健康部、関係部局》 (3)市は府と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。 《経営企画部、危機管理部、健康部、関係部局》	(1)市民等に広く周知を図る内容として記載事項を精査したため。 (3)情報発信の内容を精査する部署を限定するため。
56	第3部 第6章 第2節初動期	1 市内でのまん延防止対策 (2)市は、市内におけるまん延に備え、寝屋川市健康危機対処マニュアル、業務継続計画(感染症編)に基づく対応の準備を行う。 《健康部、(削除)》	1 市内でのまん延防止対策 (2)市は、市内におけるまん延に備え、寝屋川市健康危機対処マニュアル、業務継続計画(感染症編)に基づく対応の準備を行う。 《健康部、関係部局》	業務継続計画(感染症編)を総括する部局を特定するため。
57	第3部 第6章 第3節対応期	1まん延防止策の内容 (1)患者や濃厚接触者への対応 イ 濃厚接触者対策 (ア) <u>濃厚接触者</u> (感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等をいう。)は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、(削除)必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。市は、(削除)感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施する場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。 なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。 《健康部》	1まん延防止策の内容 (1)患者や濃厚接触者への対応 イ 濃厚接触者対策 (ア) <u>新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者</u> (感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。)は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、市は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。市は、 <u>濃厚接触者対策は感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。</u> なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。 《健康部》	市民にわかりやすい文言に修正文

ページ	項目	新	旧	変更理由
58	第3部 第6章 第3節対応期	<p>(2)患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等 ア 府は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行うこととしている。市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。</p> <p>《<u>経営企画部</u>、<u>健康部</u>、<u>(削除)</u>》</p> <p>イ 市は、国や府が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行う。</p> <p>《<u>経営企画部</u>、<u>健康部</u>》</p>	<p>(2)患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等 ア 府は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行うこととしている。市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。</p> <p>《<u>健康部</u>、<u>関係部局</u>》</p> <p>イ 市は、国や府が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行う。</p>	市民にわかりやすい文言に修正 市民への情報提供及の内容を精査する部署を特定するため。
58	第3部 第6章 第3節対応期	<p>(3)事業者や学校等に対する要請 府は、(中略)、要請に係る措置を講ずべきことを命ずるとしている。市は、国・府からの要請を受けて、事業者や学校等への周知を図るとともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。</p> <p>《<u>健康部</u>、<u>福祉部</u>、<u>子ども部</u>、<u>都市デザイン部</u>、<u>教育委員会</u>、<u>(削除)</u>》</p>	<p>3)事業者や学校等に対する要請 府は、(中略)、要請に係る措置を講ずべきことを命ずるとしている。市は、国・府からの要請を受けて、事業者や学校等への周知を図るとともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。</p> <p>《<u>健康部</u>、<u>関係部局</u>》</p>	対策本部で決定する事項であり、対象集団の分野別に対応する部局を特定するため。
58	第3部 第6章第3節対応期	<p>2 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置 (1) 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくりスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、府へ要請する。</p> <p>《<u>(削除)</u>、<u>健康部</u>、<u>(削除)</u>》</p> <p>(2)(削除) 市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する市内にかかる総合調整を行う。</p> <p>《<u>(削除)</u>、<u>健康部</u>、<u>(削除)</u>》</p>	<p>2 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置 (1) 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくりスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、府へ要請する。</p> <p>《<u>危機管理部</u>、<u>健康部</u>、<u>関係部局</u>》</p> <p>(2) 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。</p> <p>《<u>危機管理部</u>、<u>健康部</u>、<u>関係部局</u>》</p>	対策本部で決定する事項であるため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
59	第3部 第7章 第1節準備期	<p>1 接種体制の構築 (3)住民接種 市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。 ア・イ 中略 ウ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、寝屋川市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。 «健康部、<u>削除</u>»</p>	<p>1 接種体制の構築 (3)住民接種 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。 ア・イ 中略 ウ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、寝屋川市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。 «健康部、<u>関係部局</u>»</p>	主語を明確にし、準備期におけるワクチンの接種体制の構築に関する部局を特定。
60	第3部 第7章 第1節準備期	<p>(4)情報提供・共有 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。 «経営企画部、<u>削除</u>、健康部»</p>	<p>(4)情報提供・共有 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。 «経営企画部、<u>危機管理部</u>、健康部»</p>	ワクチンに関する市民への情報提供に関する部局を精査。
60	第3部 第7章 第3節対応期	<p>1 接種体制 (2)市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や府の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。 «健康部»</p>	<p>第3節 対応期 1 接種体制 (2)新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や府の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。 «健康部»</p>	主語を明確にし、わかりやすい文言にするため。
61	第3部 第7章 第3節対応期	<p>3 住民接種 (1)住民接種の接種順位の決定 市は、国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行なう。 «健康部»</p> <p>(4)接種に関する情報提供・共有 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報 提供・共有を行う。 «<u>経営企画部</u>、健康部»</p>	<p>3 住民接種 (1)住民接種の接種順位の決定 国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行なう。 «健康部»</p> <p>(4)接種に関する情報提供・共有 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報 提供・共有を行う。 «健康部»</p>	<p>(1)主語を明確にし、わかりやすい文言にするため。 (4)市民への情報提供に関する部局を追加。</p>
61	第3部第7章第3節対応期	<p>4 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等へ適切な情報提供・共有を行う。 «<u>経営企画部</u>、健康部»</p>	<p>4 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等へ適切な情報提供・共有を行う。 «健康部»</p>	市民への情報提供に関する部局を追加。

ページ	項目	新	旧	変更理由
64	第3部 第8章 第1節準備期	<p>3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 市は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、(削除)感染症に関する知識の向上を図る。 市は、新型コロナウイルス感染症対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。</p> <p>「健康部」</p>	<p>3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 市は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、<u>人材の</u>感染症に関する知識の向上を図る。 市は、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。</p> <p>「健康部」</p>	文言の整理。
64	第3部 第8章 第1節準備期	<p>5 患者の移送のための体制の確保 市は、平時から、患者等の移送のための車両の確保、(削除)民間救急等への協定締結・業務委託等、体制整備を行うとともに、移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。(略)。</p> <p>「健康部」</p>	<p>5 患者の移送のための体制の確保 市は、平時から、患者等の移送のための車両の確保、<u>民間移送機関</u>や民間救急等への協定締結・業務委託等、体制整備を行うとともに、移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。(略)。</p> <p>「健康部」</p>	文言の整理。
65	第3部 第8章第2節初動期	<p>2 相談センターの整備 市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備し、市民等へ周知する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて、発熱外来や府と連携して感染症指定医療機関への受診につなげる。</p> <p>「経営企画部、健康部」</p>	<p>2 相談センターの整備 市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備し、市民等へ周知する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて、発熱外来や府と連携して感染症指定医療機関への受診につなげる。</p> <p>「健康部」</p>	市民への情報提供に関する部局を追加。
65	第3部 第8章 第2節初動期	<p>3 医療提供体制の構築 (2)市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。</p> <p>「経営企画部、健康部」</p>	<p>3 医療提供体制の構築 (2)市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。</p> <p>「健康部」</p>	市民への情報提供に関する部局を追加。
66	第3部 第8章 第3節対応期	<p>2 新型インフル等に関する医療に係る基本の対応 (1)(中略)その際、市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、(削除)感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、<u>寝屋川市医師会や寝屋川市病院協会を通じて</u>、調査の協力を得られる体制を整備する。</p> <p>「健康部」</p>	<p>2 新型インフル等に関する医療に係る基本の対応 (1)(中略)その際、市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、寝屋川市医師会や寝屋川市病院協会を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査の協力を得られる体制を整備する。</p> <p>「健康部」</p>	文言の整理。

ページ	項目	新	旧	変更理由
66	第3部 第8章 第3節対応期	(2) 市は、準備期からの委託契約等に基づき、民間救急等(削除)と連携して、患者の自宅や、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。 «経営企画部、健康部» (3) 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。 «経営企画部、健康部»	(2) 市は、準備期からの委託契約等に基づき、民間救急等民間搬送業者等と連携して、患者の自宅や、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。 «健康部» (3) 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。 «健康部»	市民への情報提供に関する部局を追加。
67	第3部 第8章 第3節対応期	3 医療提供体制の構築への協力 市は、初動期に引き続き、府の医療提供体制構築にかかる協力をを行うとともに、市内の医療機関に対し、確保病床数・稼働状況や外来ひつ迫状況等を医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確実に入力するよう要請を行う。 «健康部»	3 医療提供体制の構築への協力 市は、新型インフルエンザ等の発生から流行期における、府の医療提供体制構築にかかる協力と市内医療機関への支援を行う。 (1) 後方支援体制及び人材派遣体制 市は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況や外来ひつ迫状況等を医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確実に入力するよう要請を行う。 «健康部»	文言の整理。
72	第3部 第10章 第3節対応期	2 検査診断技術等の普及 (3) リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等 市は、国及び国立健康危機管理研究機構が実施する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に提供・共有する。 «経営企画部、健康部»	2 検査診断技術等の普及 (3) リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等 市は、国及び国立健康危機管理研究機構が実施する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に提供・共有する。 «健康部»	市民等への情報提供に関する部局を追加。
73	第3部 第11章 第1節準備	2 業務継続計画を含む体制の整備 (1) 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。 «総務部、(削除)、健康部»	2 業務継続計画を含む体制の整備 (1) 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。 «総務部、危機管理部、健康部»	業務継続計画(感染症編)を総括する部局を精査したため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
74	第3部 第11章 第1節準備期	(4)市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、市予防計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の医療関係団体や大学等の関係機関との連携強化等に取り組む。 «総務部・健康部»	(4)市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、市予防計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の医療関係団体や大学等の関係機関との連携強化等に取り組む。 «健康部»	業務量の調整や人員の確保等を行う部局を特定するため。
75	第3部 第11章第2節初動期	第2節 初動期 1 有事体制への移行準備 (2)市は、市予防計画・市健康危機対処マニュアルに基づき、保健所の感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。 «総務部、危機管理部、健康部»	第2節 初動期 1 有事体制への移行準備 (2)市は、市予防計画・市健康危機対処マニュアルに基づき、保健所の感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。 «総務部、健康部»	対策本部で決定する事項であるため。
76	第3部 第11章第3節対応期	2 感染状況に応じた取組 (1)流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月) ウ 市は、保健所における感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。 «総務部、危機管理部、健康部»	2 感染状況に応じた取組 (1)流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月) ウ 市は、保健所における感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。 «総務部、健康部»	物資や資機材の調達等に関する部局を追加。
76	第3部 第11章 第3節対応期	2 感染状況に応じた取り組み (2)流行初期以降(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降) ウ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、本庁、保健所の業務負荷等も踏まえて、人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。 «総務部、(削除)、健康部»	2 感染状況に応じた取り組み (2)流行初期以降(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降) ウ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、本庁、保健所の業務負荷等も踏まえて、人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。 «総務部、危機管理部、健康部»	対応する部局を精査したため。
76	第3部 第11章 第3節対応期	(3)特措法によらない基本的な感染対策への移行期 市は、国や府からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。 «経営企画部、健康部»	(3)特措法によらない基本的な感染対策への移行期 市は、国や府からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。 «危機管理部、健康部»	市民への情報提供に関する部局を追加。

ページ	項目	新	旧	変更理由
78	第3部 第12章第1 節準備期	<p>第1節 準備期</p> <p>1 感染症対策物資等の備蓄</p> <p>(1)市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、当該備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>(削除)</u>»</p> <p>(2)市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。</p> <p>«<u>(削除)</u>、健康部、<u>(削除)</u>»</p>	<p>第1節 準備期</p> <p>1 感染症対策物資等の備蓄</p> <p>(1)市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、当該備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>関係部局</u>»</p> <p>(2)市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>関係部局</u>»</p>	対応する部局を特定するため。
78	第3部 第12章第2 節対応期	<p>第2節 対応期</p> <p>1感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>(削除)</u>»</p>	<p>第2節 対応期</p> <p>1感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>関係部局</u>»</p>	対応する部局を特定するため。
79	第3部 第13章第1 節準備期	<p>第1節 準備期</p> <p>1 情報共有体制の整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備する。</p> <p>また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、府内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p> <p>«<u>(削除)</u>、健康部、<u>(削除)</u>»</p> <p>2 支援の実施に係る仕組みの整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>«経営企画部、健康部、<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>»</p>	<p>第1節 準備期</p> <p>1 情報共有体制の整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備する。</p> <p>また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、府内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p> <p>«危機管理部、健康部、<u>関係部局</u>»</p> <p>2 支援の実施に係る仕組みの整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>«経営企画部、危機管理部、<u>関係部局</u>»</p>	市民への情報提供に関する部局を追加し、対応する部局を特定するため。

ページ	項目	新	旧	変更理由
79-80	第3部 第13章第1 節準備期	<p>第1節 準備期</p> <p>3 物資及び資材の備蓄等</p> <p>(1)市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、当該備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 «危機管理部、健康部、<u>削除</u>»</p> <p>(2)市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。 «経営企画部、<u>削除</u>、健康部、都市デザイン部»</p>	<p>第1節 準備期</p> <p>3 物資及び資材の備蓄等</p> <p>(1)市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、当該備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 «危機管理部、健康部、<u>関係部局</u>»</p> <p>(2)市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。 «<u>危機管理部、健康部</u>»</p>	(1)対応する部局を特定するため (2)事業者や市民に対する情報提供を行う部局を追加するため
80	第3部 第13章第1 節準備期	<p>4 生活支援をする者への支援等の準備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援(介護、訪問診療、食事の提供等)について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。 «<u>削除</u>、健康部、福祉部、<u>こども部</u>»</p>	<p>4 生活支援をする者への支援等の準備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援(介護、訪問診療、食事の提供等)について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。 «<u>危機管理部、健康部、福祉部</u>»</p>	要配慮者への対応として、こどもに関する部局を追加するため。
80	第3部 第13章第2 節初動期	<p>第2節 初動期</p> <p>1 事業継続に向けた準備等の勧奨</p> <p>(1)市は、府の要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «<u>削除</u>、<u>削除</u>、健康部、<u>削除</u>、<u>都市デザイン部</u>»</p> <p>(2)市は、府の要請に基づき必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «<u>削除</u>、健康部、<u>都市デザイン部</u><u>削除</u>»</p>	<p>第2節 初動期</p> <p>1 事業継続に向けた準備等の勧奨</p> <p>(1)市は、府の要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «<u>経営企画部、危機管理部、健康部、関係部局</u>»</p> <p>(2)市は、府の要請に基づき必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «<u>危機管理部、健康部、<u>都市デザイン部、関係部局</u></u>»</p>	市内の事業者への要請に関する部局を追加し、対応する部局を精査。

ページ	項目	新	旧	変更理由
80	第3部 第13章第2節初動期	<p>2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け</p> <p>市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう要請する。</p> <p>≪経営企画部、健康部、都市デザイン部、<u>(削除) </u></p>	<p>2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け</p> <p>市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう要請する。</p> <p>≪経営企画部、健康部、都市デザイン部、<u>関係部局</u>≫</p>	対応する部局を特定するため。
81	第3部 第13章第3節対応期	<p>1 市民生活の安定確保を対象とした対応</p> <p>(1)(2)中略</p> <p>(3)生活支援を要する者への支援</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援(介護、訪問診療、食事の提供等)の対応等を行う。</p> <p>≪<u>(削除)</u>、健康部、福祉部、<u>こども部</u>≫</p> <p>(4)中略</p> <p>(5)行政のサービス水準に係る市民への周知</p> <p>市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時に行政のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。</p> <p>≪全部局、<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>≫</p>	<p>1 市民生活の安定確保を対象とした対応</p> <p>(1)(2)中略</p> <p>(3)生活支援を要する者への支援</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援(介護、訪問診療、食事の提供等)の対応等を行う。</p> <p>≪<u>危機管理部</u>、健康部、福祉部≫</p> <p>(4)中略</p> <p>(5)行政のサービス水準に係る市民への周知</p> <p>市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時に行政のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。</p> <p>≪経営企画部、市民サービス、<u>関係部局</u>≫</p>	<p>(3)要配慮者への対応として、こどもに関する部局を追加したため。</p> <p>(5)感染拡大の状況に応じ、全部局において対応が必要になる事項であるため。</p>
82	第3部 第13章第3節対応期	<p>2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</p> <p>(1)事業継続に関する事業者への周知等</p> <p>市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。</p> <p>≪<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>、<u>(削除)</u>、<u>都市デザイン部</u>≫</p> <p>(2)事業者に対する支援</p> <p>市は、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。</p> <p>≪<u>経営企画部</u>、<u>財務部</u>、<u>(削除)</u>≫</p>	<p>2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</p> <p>(1)事業継続に関する事業者への周知等</p> <p>市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。</p> <p>≪<u>危機管理部</u>、<u>健康部</u>、<u>関係部局</u>≫</p> <p>事業者に対する支援</p> <p>市は、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。</p> <p>≪<u>財務部</u>、<u>関係部局</u>≫</p>	市内の事業者への周知や支援に関する部局を追加。.
84	用語集	家きん商業用の動物製品の生産(そのために繁殖を含む。)、鬪鶏、及び、狩猟用の鳥の補充(そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。)を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される鳥	定義なし	家きんの用語説明を追加